

江戸川区介護人材採用力強化セミナー業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1. 委託業務名

江戸川区介護人材採用力強化セミナー

2. 事業概要

高齢化が進む中、介護サービスについては今後も需要の増加が見込まれるところであるが、これを支える介護人材の不足は全国的な問題となっており、本区においても必要な介護人材が確保できていないとする介護サービス事業所が多く見受けられる。

こうした状況を踏まえ、介護サービス事業者が自らの事業所の魅力をうまく伝え、求職者の心をつかむための手法を習得し、人材採用力の向上及び離職防止に資するセミナー、「介護人材採用力強化セミナー」の開催可能な法人をプロポーザル方式により選定する。

3. 委託事業者の選定

江戸川区介護人材採用力強化セミナー事業委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、選定基準（別紙1）に基づき、書類審査及び、プレゼンテーションを実施して委託候補事業者を決定し、契約締結の協議を行う。

4. 業務委託上限額

1,251,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5. 参加資格

本プロポーザルに参加を申し込む事業者は、以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 法人格を持つ団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加申込書の提出期限日現在において、「江戸川区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱」に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (4) 地方公共団体において介護保険又はそれに準ずるセミナー運営の実績があること。
- (5) 直近2年間に国税又は地方税を滞納していないこと。

6. 業務の概要

(1) 業務内容

別紙2「仕様書」を参照のこと。

(2) 業務委託期間

契約締結日の翌日～令和4年3月31日

7. プロポーザルの日程

募集の周知開始	令和3年7月7日（水）
質問の受付期限	令和3年7月14日（水）
質問の回答日	令和3年7月21日（水）
第一次審査（書類審査）における書類提出期限	令和3年7月30日（金）
第一次審査結果通知	令和3年8月上旬
第二次審査（プレゼンテーション）	令和3年8月27日（金）
最終決定通知	令和3年9月上旬

8. 契約の締結

審査により特定された上位の事業者と協議し、業務内容を確定した上で、委託業務の締結をする。ただし、契約締結時の交渉が不調となった場合は、上位の順に契約締結の交渉を行う。

9. 応募手続き等

（1）提出書類

- ① 様式1「江戸川区介護人材採用力強化セミナー業務委託事業者選定プロポーザル参加申込書」
- ② 様式2「江戸川区介護人材採用力強化セミナー業務委託事業者選定プロポーザル資料」
- ③ 法人の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人住民税の納税証明書（直近の決算期2期分）
- ⑤ CD-R（①～④の書類及びファイルを保存したもの）

（2）提出期限

令和3年7月30日（金）

（3）提出方法

①～⑤について、下記「11」の事務局宛に令和3年7月30日（金）までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。また、①～④については正本1部、副本4部を合わせて提出すること。

10. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、「プロポーザルに関する質問書」（様式3）を下記「11」の事務局宛に、電子メールにて令和3年7月14日（水）までに提出すること。質問に対する回答は、区ホームページにて行う。なお、上記の質問書提出以外での質問は受け付けない。

11. 事務局

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
住 所 〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
電 話 03-5662-0032 E-mail 2013250@city.edogawa.tokyo.jp
担 当 横田・木村・菅井

12. その他

- （1）事前の交渉については一切受け付けない。

- (2) 様式2「江戸川区介護人材採用力強化セミナー業務委託事業者選定プロポーザル資料」の作成・提出にあたっては、別途資料の添付は認めない。ただし、所定の様式の行数を追加することは可とする。また、行数の追加によるページ数の増加も可とする。
- (3) 第二次審査（プレゼンテーション）の実施内容の詳細については、第一次審査（書類審査）を通過した事業者に対し、その決定通知とともに通知する。
- (4) 本プロポーザルへの参加に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は全て参加事業者の負担とする。
- (5) 提出された書類等は返却しない。
- (6) 選定経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。